



# 民事訴訟記録を永久保存に！

## 第1回 秋田県警国賠訴訟

2項特別保存検討 WT 座長 清水 勉 (40期)

重要な歴史的事実は判決書のなかだけにあるのではない。訴訟当事者の主張、書証、証人尋問調書などのなかにもある。連載では、東京地裁などが事件記録等保存規程（昭和39年最高裁規程第8号）9条2項に基づいて永久保存に指定または「内定」（保存期限未到来）している事件記録を紹介する。初回は、私が原告代理人を務めた、秋田地裁が「内定」（主要日刊紙のうち2紙以上に終局に関する記事が掲載された事件）した国賠訴訟記録を紹介する。

### 事案

2010年11月4日午前4時過ぎ、秋田市内の自宅で弁護士が侵入してきたかつて扱った離婚事件の相手方（60代男性）に、剪定鋏の片刃で正面から左胸部を2度深く刺されて死亡した。凶行は妻の110番通報で駆けつけた2人の警察官の目の前で起こった。秋田県でこの年初初めての殺人事件だった。台所に避難していて廊下で起こった凶行の瞬間を見ていなかった妻は、直前に廊下で2人の警察官が夫の両手首を掴んで磔のような姿勢をとらせている場面を目撃した。侵入者の凶器の刃先が夫に向いていたのも見えた。侵入者を誤認している(?)警察官への「俺じゃない、あっちだ」という夫の訴え、妻の「あっち、あっち」という声に警察官はすぐに手を離してくれると信じて妻が台所に戻ったあと、夫は刺された。警察官は一体何をしていたのか、夫は本当に助けられなかったのか。県警は口を濁して教えない。地元メディアは事件を大きく報じ、県警は県議会で説明を求められたが曖昧。刑事裁判の法廷に立った2人の警察官は「刺された場面を見ていない」と証言。刑事裁判の判決では弁護士が刺された状況は具体的に認定されなかった。

夫の死はやむを得なかったのか。2013年10月、

妻は真相解明を求めて、秋田県（秋田県警）と侵入者を被告とする損害賠償請求訴訟を秋田地裁（平成25年（ワ）第249号）に起こした。

### 結論を異にした民事判決

2017年10月16日の地裁判決では侵入者との関係だけで勝訴。県との関係では、「殺人事件が少ない秋田県では警察官が適切に対応できなかったのは仕方がない」、警察官の滞在時間がわずか「2分25秒」の事案では適切な対応は無理だったと完敗。秋田県の警察官には無理という理由には呆れた。「2分25秒」は被害者保護の時間として短過ぎたのか。

2019年2月13日の仙台高裁秋田支部判決は、被告県が主張する事実を前提にしても、「2分25秒」間に警察官の落ち度は数々あったとして、原告の逆転勝訴。同年12月19日、最高裁は上告棄却・上告受理申立不受理とした。

### 判決書からは読み取れない事件の真相

地裁、高裁の民事判決でも弁護士が刺された状況は具体的に認定されなかった。が、実際には提出された刑事事件記録（警察官の実況見分調書・証人尋問調書、死体鑑定書、鑑定医の証言調書など）を踏まえた2人の警察官の証人尋問、妻の本人質問（目撃事実を初めて法廷で話すことができた）、侵入者の本人質問（妻の目撃事実と類似）、鑑定意見書（弁護士の衣類の破損状況と身体の創傷の位置のズレの比較）、拳銃鑑定書（弁護士の血痕の付着状況）などから、真相は明らかになった。それは、弁護士や妻の「あっちだ！」という声が無視され、2人の警察官に両側から両手首を掴まれ、身動きできない状態にされているときに身体の正面から左胸部を2度刺されたという事実だった。